

1 入園の申込みができる方

保育園は、保護者等（父母や同居親族）が働いているなどの理由で、保育が必要な子どもたちのためにあります。毎日一定の時間、家庭の保護者に代わって保育するところで、子どもたちの生活の場でもあります。「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」等という理由だけでは対象になりません。

保育園へ入園できる基準（保育の必要性の事由）

保育園へ入園できる子どもは、両親のいずれも（別居の場合は世話をしている方）が次の基準（1）から（9）までのいずれかの事情にある場合です。

- (1) 保護者が仕事をしている場合
- (2) 離別、死亡、行方不明などの理由により保護者がいない場合
- (3) 保護者が出産、病気又は心身に障がいがある場合
- (4) 保護者が常時、親族の看護又は介護にあたる場合
- (5) 災害の復旧にあたっている場合
- (6) 保育施設入園児童の弟妹の育児休業取得のため、入園児童の継続利用が必要な場合
- (7) 児童が虐待を受けている又は再び受ける可能性がある場合
- (8) 保護者が求職活動・就学をしている場合
- (9) その他の理由で保育にあたれない常態にある場合

入園日の前日までに狛江市に転入予定のない方

年齢と入園日によって入園申込みの制限があります。

区分	4月1日付け入園	5月1日付け入園以降
0歳児～3歳児クラス	申込みできません	申込みできます
4・5歳児クラス	申込みできます	

育児休業取得中の方

申込みの児童や、兄弟姉妹の育児休業取得中は復職することを条件に申込みが可能です。

復職する月からの入園対象ですが、月の初日に復職する場合はその前月からの入園対象となります。

例) 5月1日までに復職の場合 → 4月1日からの入園対象

5月2～31日復職の場合 → 5月1日からの入園対象

※1日が日曜・祝日等で勤務先が休業日であっても、復職日を繰り下げることはできません。

下記の要件を満たす必要があります。

①申請時の就労証明書で上記の条件どおり復職予定と確認できること。または、育児休業期間を短縮できる旨が記載されていること。

②入園後に、復職したことがわかる復職証明書を提出すること。

入園後に弟妹の育児休業を取得される場合は、23 ページをご覧ください。